

別紙

諮問第571号、第572号

答 申

1 審査会の結論

「防犯ビデオの映像資料」を不存在を理由として非開示とした決定及び「職員に対する処分について」ほか4件を一部開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都個人情報の保護に関する条例（平成2年東京都条例第113号。以下「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「請求者が平成〇年〇月〇日付で都から受けた処分について、処分者である都が処分内容の決定の際に使用・作成した全ての資料（防犯ビデオの映像資料等を含む）」の開示請求に対し、東京都知事（以下「都知事」という。）が平成28年11月11日付けで行った非開示決定及び一部開示決定について、それぞれその取消しを求めるというものである。

(2) 審査請求の理由

審査請求書及び意見書における審査請求人の主張を要約すると、以下のとおりである。

ア 諮問第571号について

東京都（以下「都」という。）は、本件審査請求の基となる平成〇年〇月〇日付けの処分を行うに当たり、重要な根拠資料として警視庁から防犯ビデオの映像資料の引渡しを受けているはずである。非開示とした本当の理由は自身に都合の悪い事実の隠ぺいであると考えられるため、このような理由による非開示は許されない。

また、このような治安維持目的が主である防犯ビデオを設置するのは、都であるとされるから、東京都庁のいずれかの部署が防犯ビデオの映像を管理・保

管しているはずである。処分庁が防犯ビデオの映像を保管していないのであれば、処分庁は請求人である私に対して当該防犯ビデオを管理している部署を案内するのが条例の制定趣旨にかなうというものである。

イ 諮問第572号について

(ア) 条例16条2号を根拠とした非開示文書について

誰のどのような個人の権利利益が害されるのか全く不明である。

さらに言うと、本件における処分者及び情報提供者はいずれも公務員であり、その処分行為及び情報提供行為も公務の一環として行っていると考えられるから、これらの者についての職務の遂行等に係る情報については、条例16条2号ハの規定により公開しなければならないはずである。

(イ) 条例16条6号を根拠とした非開示文書について

都は「公表しないことを前提として任意の事情聴取により収集したものであり、これが開示されると今後の情報収集活動が困難になり、人事管理に関する事務に関し公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある」及び「審査請求中であり、今後訴訟に発展する可能性がある」ことを非開示の理由としている。

しかし前者については、情報提供者の氏名が記載されている箇所のみを非公開にすれば解決されるものである。

また、本人の同意なしに勝手に個人の情報を提供・収集するのは個人情報の違法又は不公正な手段での収集（条例4条）及び保有個人情報の目的外利用・目的外提供（条例10条1項・2項）に該当する可能性が高い条例違反の行為であるから、このような理由で文書を非開示とすることは許されない。

さらに、平成〇年〇月〇日付けの処分に対する審査請求の審議の中で幾度となく指摘しているとおり、処分者である都の対応の公平性・中立性等に重大な懸念がある中で、人事の公正性を理由に非開示とすることは権利の濫用（民法（明治29年法律第89号）1条3項）であり許されるものではない。

後者については、条例16条6号列举のイ～トのどれにも該当していないから、本規定を根拠として非開示とする理由にはならないと考える。

また、そもそも本情報開示制度は所定の要件を満たしていれば開示請求者の利用目的を問わず開示しなければならないものであるから（条例1条・16条）、自己に都合が悪い目的（訴訟等）に利用される可能性があることを理由として本件個人情報を非開示とするのは同条例の趣旨に反するものであり、許されない。

（ウ）豊洲市場移転問題やオリンピック経費問題の都政の失態は、都の人事制度が極めて稚拙で世間一般の評価基準から乖離していることに起因するところが大きく、その元凶である実施機関が自らの不手際を棚に上げて、都政に多大な貢献をしてきた請求人に不当に重い処分を行ったのだから、その処分の正当性に関する説明責任を果たすためにも開示すべきである。

（エ）都が掲げている情報開示推進のスローガンに実効性を持たせるためにも、全ての文書の開示を行うべきである。

### 3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

理由説明書及び口頭による説明における実施機関の主張を要約すると、以下のとおりである。

#### （1）諮問第571号について

保有個人情報開示請求に係る防犯ビデオの映像資料については、実施機関では作成及び取得しておらず、存在しないため

#### （2）諮問第572号について

別表1に掲げる本件対象保有個人情報1から5までについて、別表2のとおり判断した。

### 4 審査会の判断

#### （1）審議の経過

審査会は、本件審査請求について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成29年 2月 8日	諮問
平成29年 9月25日	新規概要説明（第177回第二部会）
平成29年10月26日	実施機関から理由説明書收受
平成29年10月30日	実施機関から説明聴取（第178回第二部会）
平成29年11月16日	審査請求人から意見書收受
平成29年11月20日	審議（第179回第二部会）
平成29年12月18日	審議（第180回第二部会）
平成30年 1月29日	審議（第181回第二部会）

## （2）審査会の判断

審査会は、審査請求の対象となった保有個人情報並びに実施機関及び審査請求人の主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

### ア 審議の併合について

諮問第571号及び第572号については、審査請求人が同一であること及び審査請求の内容が関連することから、審査会は、これらを併合して審議することとした。

### イ 実施機関の事務事業について

#### （ア）懲戒処分について

懲戒処分とは、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）29条に基づき、公務員関係における規律と秩序を維持するため、職員が

法令等に違反した場合、職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合、全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合に当該職員に対して行われるものであり、処分内容は戒告、減給、停職又は免職と定められている。

都においては、法5条1項等に基づき、職員の懲戒に関する条例（昭和26年東京都条例第84号。以下「懲戒に関する条例」という。）において、職員の懲戒の手續や効果等について定めている。

#### （イ） 服務監察について

東京都服務監察規程（昭和47年東京都訓令第163号。以下「服務監察規程」という。）は、2条3号で服務監察について「予防監察及び事故監察をいう。」とし、このうちの事故監察について同条5号で「服務に関する法令等の諸規定に違反し、又は違反する疑いがあると認められる職員…並びにその関係者並びにこれらに関連する諸資料等を監察することをいう。」と規定した上で、同規程において服務監察の基本的事項を定めている。

#### （ウ） 懲戒処分に至る手續

職員の非行や事故（以下「服務事故」という。）が発生した場合、服務事故を起こした職員（以下「事故者」という。）が所属する局（以下「所管局」という。）は、服務事故の調査を実施して事故報告書を作成し、これを提出することにより、都知事に対して服務監察規程9条1項に基づく報告を行う。

監察員は、当該報告を受けた都知事の命により、事故者などに対して事情聴取を行うなどして事故監察を実施し、措置意見書を総務局長に提出する。総務局長は当該措置意見書を付して、都知事に対して同規程10条1項の規定に基づく服務監察結果の報告を行う。

総務局では、服務監察結果に基づいて、服務事故の概要や処分の考え方などを示した処分案を作成し、処分の適正を期するため、当該処分案を東京都職員懲戒分限審査委員会規程（昭和30年8月23日総総文発第105号）1条により設置される東京都職員懲戒分限審査委員会（以下「委員会」という。）に諮問の上、答申を得て処分を決定する。

当該決定の後、総務局長は、所管局長に対し、処分が決定された旨を通知し、

所管局において、処分を受ける者（以下「被処分者」という。）に対し、文書による発令及び処分説明を行うこととしている。

ウ 本件対象保有個人情報及び本件非開示情報について

本件審査請求に係る開示請求は、「請求者が平成〇年〇月〇日付で都から受けた処分について、処分者である都が処分内容の決定の際に使用・作成した全ての資料（防犯ビデオの映像資料等を含む）」（以下「本件開示請求」という。）であり、審査請求人が受けた懲戒処分（以下「別件処分」という。）について、実施機関が当該処分を決定するに当たり使用又は作成した全ての資料の開示を求めるものである。

実施機関は、本件開示請求のうち「防犯ビデオの映像資料」（以下「本件請求個人情報」という。）について、作成及び取得していないとして不存在を理由とする非開示決定を行い、その余の部分について、別表1に掲げる本件対象保有個人情報1から5までを対象保有個人情報として特定し、このうち別表2に掲げる非開示部分がそれぞれ同表の非開示条項に該当するとして、一部開示決定を行った。

審査会は、別表2に掲げる非開示部分について、別表3のとおり本件非開示情報1から4までに分類した上でそれぞれの非開示妥当性について判断し、その上で本件請求個人情報の不存在の妥当性について判断する。

エ 条例の定めについて

条例16条2号本文は、「開示請求者以外の個人に関する情報（第9号から第11号までに関する情報及び事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの」を非開示情報として規定している。

また、同号ただし書は、「イ 法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」、「ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」及び「ハ 当該個人が公務員等…である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行

の内容に係る部分」のいずれかに該当する情報については、同号本文に該当するものであっても当該情報を開示しなければならない旨規定している。

条例16条6号は、「都の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、…当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を非開示情報として規定している。

条例30条の2は、「法律の規定により行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第4章の規定を適用しないとされている個人情報」について、条例第5章の規定を適用しない旨規定している。

#### オ 本件非開示情報の非開示妥当性について

##### (ア) 懲戒処分の量定について

実施機関の説明によると、懲戒処分は、公務員関係における規律と秩序を維持するため、職員の法令違反があった場合等に、当該職員に対して行われるものとして、法に戒告、減給、停職及び免職の4種類が定められているものであり、懲戒に関する条例には、このうち減給と停職の効果が規定されている。これらの規定から、懲戒処分が職員の身分に極めて重大な影響を及ぼすものであることが認められる。

したがって、懲戒処分の実施に当たっては、正確かつ詳細な情報に基づき、厳格な審査を経て適正に量定されることが求められるものと解される。

##### (イ) 本件非開示情報1について

審査会が見分したところ、別表3に掲げる本件非開示情報1には、実施機関が関係者等から聴取した内容や別件処分を決定する過程における詳細な情報が記載されていることを確認した。

実施機関の説明によると、関係者等から聴取した情報は、被処分者に知らせないことを前提として、任意の協力により得たものであるとのことであり、これらの情報を開示することにより、被処分者からの反応を懸念するあまり関係者等が協力を躊躇するようになるなど、関係者等に対する事情聴取の適正な実施が困難となり、結果として正確かつ詳細な情報把握に支障を来すおそれがあると認め

られる。さらに別件処分の決定に係る過程の詳細が明らかとなることにより、関係者等からの不当な要求を招くなど、今後の人事管理に係る事務において、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

よって、本件非開示情報 1 は、条例16条 6 号に該当し、同条 2 号該当性を判断するまでもなく、非開示が妥当である。

#### (ウ) 本件非開示情報 2 について

審査会が見分したところ、別表 3 に掲げる本件非開示情報 2 には、実施機関が関係者等から聴取した内容が記載されていることを確認した。

実施機関の説明によると、関係者等から聴取した情報は、被処分者に知らせないことを前提として、任意の協力により得たものであるとのことであり、これらの情報を開示することにより、被処分者からの反応を懸念するあまり関係者等が協力を躊躇するようになるなど、関係者等に対する事情聴取の適正な実施が困難となり、結果として正確かつ詳細な情報把握に支障を来し、人事管理に係る事務において、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

よって、本件非開示情報 2 は、条例16条 6 号に該当し、同条 2 号該当性を判断するまでもなく、非開示が妥当である。

#### (エ) 本件非開示情報 3 について

審査会が見分したところ、別表 3 に掲げる本件非開示情報 3 には、監察員の処分に係る意見が記載されていることを確認した。

上記（ア）で検討したとおり、懲戒処分は厳格な審査に基づき適正に量定されるべきものであり、監察員には率直かつ具体的に意見を述べることが求められると解される。

本件非開示情報 3 を開示することにより、関係者等が憶測に基づいて周囲や監察員に様々な反応を示す懸念が生じ、監察員が自身の意見を率直かつ具体的に記載することをためらうようになり、その結果、監察事務の適正な遂行に支障を及ぼすとともに、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められる。



よって、本件非開示情報 3 は、条例16条 6 号に該当し、非開示が妥当である。

(オ) 本件非開示情報 4 について

審査会が見分したところ、別表 3 に掲げる本件非開示情報 4 には、委員会に諮問する際の実施機関の処分案及び委員会が答申するに際しての処分案がそれぞれ記載されていることを確認した。

実施機関の説明によると、懲戒処分の決定に当たっては、処分の適正を期するため、委員会に諮問し答申を得ることとしており、最終的な処分量定は当該答申に基づき決定するとのことである。

本件非開示情報 4 は、このような手続を経て最終的に決定・通知された処分そのものではなく、諮問又は答申の段階における処分案である。これらを開示することにより、処分案の作成過程が明らかになり、関係者等からの不当な要求を招くなど、人事管理に係る事務において、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

よって、本件非開示情報 4 は、条例16条 6 号に該当し、非開示が妥当である。

カ 本件請求個人情報の不存在の妥当性について

審査請求人は、実施機関が別件処分を行うに当たり、本件請求個人情報を重要な根拠書類として警視庁から引渡しを受けているはずであると主張する。

この点について実施機関に確認したところ、別件処分の決定に当たっては、被処分者や関係者に対して実施した事情聴取により事実認定を行ったものであり、本件請求個人情報は作成も取得もしていないとのことである。

審査会が見分したところ、実施機関が本件開示請求のうち本件請求個人情報を除く部分に対し特定した本件対象保有個人情報 1 から 5 までにおいて、本件請求個人情報の存在をうかがわせる記述は見当たらなかった。

これを踏まえると、本件請求個人情報は存在しないとする実施機関の説明に不自然な点は認められず、他にその存在を認めるに足りる特段の事情も見当たらないことから、本件請求個人情報を不存在を理由として非開示とした決定は、妥当である。

審査請求人は、審査請求書及び意見書においてその他種々の主張を行っているが、これらは審査会の判断を左右するものではない。

なお、審査会は、本件対象保有個人情報 1 から 5 までにおいて、条例30条の 2 により条例第 5 章の規定を適用しないとされている情報が一部含まれていることを確認した。これらの情報は、条例の適用除外の取扱いをすべきであったと認められるものであり、実施機関には、今後、同規定の趣旨に沿った適切な対応を望むものである。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

吉戒 修一、寺田 麻佑、野口 貴公美、森 亮二

別表1 本件対象保有個人情報

1	「服務監察について」（平成〇年〇月〇日付〇第〇〇号）
2	「事故監察について（報告）」（平成〇年〇月〇日付〇総監第〇〇号）
3	「東京都職員懲戒分限審査委員会への諮問について」（平成〇年〇月〇日付〇総人第〇〇号）
4	「職員に対する処分について（答申）」（平成〇年〇月〇日付）
5	「職員に対する処分について」（平成〇年〇月〇日付〇総人第〇〇号）

別表2 本件開示請求のうち本件請求個人情報を除く部分に対する決定及び理由

本件対象保有個人情報	非開示部分	非開示条項	当該規定を適用する理由
1	事故報告書のうち、事件の概要、参考事項、局長の意見及び添付資料の一覧	条例16条2号	<ul style="list-style-type: none"> <li>開示請求者以外の個人に関する情報で、特定の個人を識別できるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため</li> </ul>
		条例16条6号	<ul style="list-style-type: none"> <li>事件の概要、参考事項等は、本人に知らせないことを前提に任意の事情聴取等により知り得た情報であり、また、懲戒処分を行う決定過程を含む人事管理上の情報であることから、開示することにより、今後の事情聴取等による適正な情報収集が困難となるなど、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるため</li> <li>当該決定時は人事委員会の審査請求中であるとともに今後の訴訟提起も想定されており、懲戒処分に関する内容について開示することは、公平な裁決に影響が出るおそれがあるため</li> </ul>

本件 対象 保有 個人 情報	非開示部分	非開示 条項	当該規定を適用する理由
1	事故報告書の添付資料のうち、開示請求者以外から取得した情報	条例16条 2号	<ul style="list-style-type: none"> <li>開示請求者以外の個人に関する情報で、特定の個人を識別できるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため</li> </ul>
		条例16条 6号	<ul style="list-style-type: none"> <li>事故報告書の添付資料は、本人に知らせないことを前提に任意の事情聴取等により知り得た情報であり、開示することにより、今後の事情聴取等による適正な情報収集が困難となるなど、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるため</li> <li>当該決定時は人事委員会の審査請求中であるとともに今後の訴訟提起も想定されており、懲戒処分に関する内容について開示することは、公平な裁決に影響が出るおそれがあるため</li> </ul>

本件 対象 保有 個人 情報	非開示部分	非開示 条項	当該規定を適用する理由
2	措置意見概要及び行政 処分措置意見書のう ち、監察員の意見	条例16条 6号	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 監察員の意見が開示されると、関係者等に無用な誤解を生じさせることになる事態をおそれ、監察員がその意見を率直かつ具体的に記載することをためらうようになり、その結果、監察事務の適正な遂行に支障を及ぼし、ひいては公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるため</li> <li>・ 当該決定時は人事委員会の審査請求中であるとともに今後の訴訟提起も想定されており、懲戒処分に関する内容について開示することは、公平な裁決に影響が出るおそれがあるため</li> </ul>

本件 対象 保有 個人 情報	非開示部分	非開示 条項	当該規定を適用する理由
2	措置意見概要及び行政 処分措置意見書のう ち、事故の概要、事故 者の弁明、司法処分・ 警察の対応等（開示請 求者から聴取した情報 を除く）及び措置意見 についての考え方	条例16条 2号	<ul style="list-style-type: none"> <li>開示請求者以外の個人に関する情報で、特定の個人を識別できるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため</li> </ul>
		条例16条 6号	<ul style="list-style-type: none"> <li>事故の概要等は、本人に知らせないことを前提に任意の事情聴取等により知り得た情報であり、また、懲戒処分を行う決定過程を含む人事管理上の情報であることから、開示することにより、今後の事情聴取等による適正な情報収集が困難となるなど、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるため</li> <li>当該決定時は人事委員会の審査請求中であるとともに今後の訴訟提起も想定されており、懲戒処分に関する内容について開示することは、公平な裁決に影響が出るおそれがあるため</li> </ul>

本件 対象 保有 個人 情報	非開示部分	非開示 条項	当該規定を適用する理由
2	行政処分措置意見書の 附属資料のうち、開示 請求者以外から取得し た情報	条例16条 2号	<ul style="list-style-type: none"> <li>開示請求者以外の個人に関する情報で、特定の個人を識別できるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため</li> </ul>
		条例16条 6号	<ul style="list-style-type: none"> <li>行政処分措置意見書の附属資料は、本人に知らせないことを前提に任意の事情聴取等により知り得た情報であり、開示することにより、今後の事情聴取等による適正な情報収集が困難となるなど、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるため</li> <li>当該決定時は人事委員会の審査請求中であるとともに今後の訴訟提起も想定されており、懲戒処分に関する内容について開示することは、公平な裁決に影響が出るおそれがあるため</li> </ul>



本件 対象 保有 個人 情報	非開示部分	非開示 条項	当該規定を適用する理由
3	諮問案のうち、処分	条例16条 6号	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 東京都職員懲戒分限審査委員会への諮問の段階での処分案であり、開示することにより処分原案の作成過程が明らかになり、都が行う人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるため</li> <li>• 当該決定時は人事委員会の審査請求中であるとともに今後の訴訟提起も想定されており、懲戒処分に関する内容について開示することは、公平な裁決に影響が出るおそれがあるため</li> </ul>

本件 対象 保有 個人 情報	非開示部分	非開示 条項	当該規定を適用する理由
3	諮問案のうち、事故の概要、弁明の機会、過去の都における行政処分歴、司法処分・警察の対応等（開示請求者から聴取した情報を除く）及び本件処分の考え方を記載している部分	条例16条 2号	<ul style="list-style-type: none"> <li>開示請求者以外の個人に関する情報で、特定の個人を識別できるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため</li> </ul>
		条例16条 6号	<ul style="list-style-type: none"> <li>事故の概要、事実関係等は、本人に知らせないことを前提に任意の事情聴取により知り得た情報であり、また、懲戒処分を行う決定過程を含む人事管理上の情報であることから、開示することにより、今後の事情聴取による適正な情報収集が困難となるなど、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるため</li> <li>当該決定時は人事委員会の審査請求中であるとともに今後の訴訟提起も想定されており、懲戒処分に関する内容について開示することは、公平な裁決に影響が出るおそれがあるため</li> </ul>

本件 対象 保有 個人 情報	非開示部分	非開示 条項	当該規定を適用する理由
4	答申案のうち、処分	条例16条 6号	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 東京都職員懲戒分限審査委員会からの答申の段階での処分案であり、開示することにより処分原案の作成過程が明らかになり、都が行う人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるため</li> <li>・ 当該決定時は人事委員会の審査請求中であるとともに今後の訴訟提起も想定されており、懲戒処分に関する内容について開示することは、公平な裁決に影響が出るおそれがあるため</li> </ul>

本件 対象 保有 個人 情報	非開示部分	非開示 条項	当該規定を適用する理由
4	答申案のうち、事故の概要、弁明の機会、過去の都における行政処分歴、司法処分・警察の対応等（開示請求者から聴取した情報を除く）及び本件処分の考え方を記載している部分	条例16条 2号	<ul style="list-style-type: none"> <li>開示請求者以外の個人に関する情報で、特定の個人を識別できるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため</li> </ul>
		条例16条 6号	<ul style="list-style-type: none"> <li>事故の概要、事実関係等は、本人に知らせないことを前提に任意の事情聴取により知り得た情報であり、また、懲戒処分を行う決定過程を含む人事管理上の情報であることから、開示することにより、今後の事情聴取による適正な情報収集が困難となるなど、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるため</li> <li>当該決定時は人事委員会の審査請求中であるとともに今後の訴訟提起も想定されており、懲戒処分に関する内容について開示することは、公平な裁決に影響が出るおそれがあるため</li> </ul>

本件 対象 保有 個人 情報	非開示部分	非開示 条項	当該規定を適用する理由
5	処分案のうち、事故の概要、弁明の機会、過去の都における行政処分歴、司法処分・警察の対応等（開示請求者から聴取した情報を除く）及び本件処分の考え方を記載している部分	条例16条 2号	<ul style="list-style-type: none"> <li>開示請求者以外の個人に関する情報で、特定の個人を識別できるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため</li> </ul>
		条例16条 6号	<ul style="list-style-type: none"> <li>事故の概要、事実関係等は、本人に知らせないことを前提に任意の事情聴取により知り得た情報であり、また、懲戒処分を行う決定過程を含む人事管理上の情報であることから、開示することにより、今後の事情聴取による適正な情報収集が困難となるなど、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるため</li> <li>当該決定時は人事委員会の審査請求中であるとともに今後の訴訟提起も想定されており、懲戒処分に関する内容について開示することは、公平な裁決に影響が出るおそれがあるため</li> </ul>

別表3 本件非開示情報

本件 非開示 情報	本件対象 保有個人 情報	非開示部分	非開示条項
1	1	事故報告書のうち、事件の概要、参考事項、局長の意見及び添付資料の一覧	条例16条2号 及び6号
	2	措置意見概要及び行政処分措置意見書のうち、事故の概要、事故者の弁明、司法処分・警察の対応等（開示請求者から聴取した情報を除く）及び措置意見についての考え方	
	3	諮問案のうち、事故の概要、弁明の機会、過去の都における行政処分歴、司法処分・警察の対応等（開示請求者から聴取した情報を除く）及び本件処分の考え方を記載している部分	
	4	答申案のうち、事故の概要、弁明の機会、過去の都における行政処分歴、司法処分・警察の対応等（開示請求者から聴取した情報を除く）及び本件処分の考え方を記載している部分	
	5	処分案のうち、事故の概要、弁明の機会、過去の都における行政処分歴、司法処分・警察の対応等（開示請求者から聴取した情報を除く）及び本件処分の考え方を記載している部分	

本件 非開示 情報	本件対象 保有個人 情報	非開示部分	非開示条項
2	1	事故報告書の添付資料のうち、開示請求者以外から取得した情報	条例16条2号 及び6号
	2	行政処分措置意見書の附属資料のうち、開示請求者以外から取得した情報	
3	2	措置意見概要及び行政処分措置意見書のうち、監察員の意見	条例16条6号
4	3	諮問案のうち処分	条例16条6号
	4	答申案のうち処分	